

## 第2回トラック産業に係る取組作業部会議事概要

開催日時：平成25年6月12日（水）13：00～14：30

場 所：中央合同庁舎2号館 16階 国際会議室

1. 事務局より、議題1「取組作業部会における検討課題の進捗状況について」及び議題2「書面化に係る荷主等への要請について」について説明の後、意見交換を行った。

2. 委員からは、次のような意見があった。

（書面化の推進及び書面化に係る荷主等への要請について）

- ・ 書面化について懸念すべき点は、書面化により現在抱えている課題が全て解決する、又は、書面化は手間がかかるだけでメリットがない、というイメージを持たれている点であるが、本来はビジネスとして当たり前のことができているというのが現状である。丁寧に進めていくということなので、進捗を見守りたい。
- ・ 書面化についてもトラック協会等と協力しつつ、今後とも進めていただきたい。書面化は煩雑になってしまうと荷主及び事業者の双方にとって動きにくいことになってしまうため、柔軟に対応できるシステムの中で、どのように契約内容の明確化等ができるかという点が課題ではないか。
- ・ 業界としては行政のスピード感に追いついていないのではないかとといった印象がある。書面化については、是非論だけで論じられており、事業者又は業界にもその意義が十分に理解されていないのではないかと。全国的に説明会を開催するなど、正しく理解してもらうことが必要である。
- ・ 書面化については、書面化によって運賃及び料金の適正収受がどの程度進んだか等の効果について、フォローアップを適切に行っていただきたい。書面化の周知に利用する資料については、その見せ方についても工夫をして欲しい。また、一般紙への掲載による広報を検討してみてもどうか。
- ・ 書面化については、新しい施策を講じる初めの一步としては、もう少し緩やかなスタートでもいいのではないかと。例えば、共同点呼などはGマークを取得している事業者間に限るとのことだが、初めての制度なので、広く利用してもらい、運用の中でよりよいものにしていくという方法でもいいのではないかと。
- ・ 書面化に対して業界は反対しているのではなく、よく理解できていないというのが実際のところである。多層構造問題が背景にあるのだから、それを是正するためには対象を実運送に限らずに義務化していただきたい。書面化によって多層構造が改善されるという期待はあるが、どれだけ浸透するかという懸念もある。荷主にどこまで協力又は徹底してもらえるかが重要となる。罰則はなくとも、荷主に対して、要請・注意等を多く与えるようにするべきではないか。
- ・ 書面化について、実運送に係る部分に限定してしまうと意味がないのではないかと。荷主と元請事業者間で交わされた文書を実運送事業者に渡すべきである。荷主は直接実運送事業者に依頼すれば書面での契約が必要となるので、

その手間を嫌って元請事業者を介在させることを選んでしまうと、多層化構造が進んでしまうという恐れがあるのではないか。

- ・ 書面化については、荷主業界及びその所管官庁に対して丁寧に説明していただきたい。十分な周知期間を設定することについては理解するが、書面化を実施している事業者と実施していない事業者が混在するのは問題であるので、早期の義務化を図っていただきたい。また、実効性を確保する観点から、書面契約の実施状況についてチェックする場を設けていただきたい。
- ・ 書面化については、将来的には、行政処分を含めたしっかりとした義務付けをしないと絵に描いた餅になってしまう。

(荷主勧告制度の運用強化について)

- ・ 荷主勧告については過去に発動実績がないとのことだが、運用の見直しを行う必要があるのではないか。

(共同点呼の実施について)

- ・ 点呼は中小事業者の方ができないところをきちんとやらせるようにすべきではないか。その点呼は運行管理の業務の一部に過ぎないものであり、重要なのは運行の安全に関する日常的な教育である。対面点呼という概念は古いのではないか。ローカルでは事業者数も少なく、距離基準を設けられると共同点呼ができない。共同点呼においては、協同組合を点呼の受託者と出来るようにして頂きたい。
- ・ バス事業においてIT点呼が導入されているのだから、トラック事業において導入しても問題ないのではないか。

(安全性優良事業所認定制度(Gマーク制度)へのインセンティブの拡充について)

- ・ Gマークは、よほどの具体的な支援(インセンティブ)がないと捗らないのではないか。

(その他)

- ・ 物流二法施行後、需要に見合わない供給体制ができてしまい、公正な競争ができていないことが問題である。許可の更新制によりしっかりとした供給体制を確立すれば運賃の適正收受等の業界が抱える問題の多くも解決される。良質なトラックドライバーが集まるような魅力あるトラック産業とするためには、今後、法律改正について長期的視野をもって審議会などでしっかりと議論すべきではないか。そうでなければ、国民の生活を支え、日本の産業の発展に貢献しているトラック業界は成り立っていかない。

3. 事務局より、議題3「手待ち時間解消への対策について」について説明の後、意見交換を行った。

4. 委員からは、次のような意見があった。

- ・ ムリ・ムダなどは社会的コストの増加に繋がる問題であり、全体コストを

如何に引き下げるかであろう。手待ち時間については、荷主と事業者との間でアイデアを出し合えば概ね解決できるものである。物流二法ができたとき、事業者は物流のプロとして、「このようにすれば解決できる」という提案をするべきであろうとの議論があったが、そうになっていない。トラック事業者の提案力・交渉力の強化が必要。それで解決しなければ荷主勧告発動の可能性もある。

- ・ 「ムリ・ムダ・ムラ」には業種間の変動によるものと、季節間の変動によるものがある。一定の荷主ではなく、複数の荷主からの依頼を受けることで、これらの変動を組み合わせるシステムが必要であり、それにより「ムリ・ムダ・ムラ」のない物流が実現される。

以 上  
<文責：事務局>